

パシヤルスピントフの税効果会計、検討—ASBJ

去る6月26日、企業会計基準

委員会は第504回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

金融商品の減損

第202回金融商品専門委員

会(2023年7月10日号(No.1682)情報ダイジェスト参照)に引き続き、ステップ2を採用する金融機関における開示についての検討の進め方について、審議が行われた。

(1) 基本的な方針

事務局から次のような基本的な方針案が示された。

- ・開示目的を定めるアプローチを採用し、IFRS7号「金融商品・開示」で要求される開示をすべて取り入れて、整合的なものとする。
- ・これまでの審議で、IFRS9号「金融商品」の定めを取り入れないとした項目(例:条件変更)については、原則として、IFRS7号の開示に関する定めを取り入れない。

(2) 個別検討事項等

「金融商品のクラス別の期首残高から期末残高への調整表」などの項目について、個別に検討が必要な項目として取り上げる。

また、実務対応報告18号に基づき在外子会社の財務諸表が米国会計基準に準拠して作成されている場合の開示への影響について検討を行う。

*

委員からは、事務局案への賛意が多く聞かれた。また、「在外子会社への米国会計基準の準拠については、書き込む範囲をどこまでにするか慎重な検討を」との意見が聞かれた。

パシヤルスピントフ

第105回企業結合専門委員会(2023年7月10日号(No.1682)情報ダイジェスト参照)に引き続き、株式分配実施会社に一部の持分を残す株式分配を行った場合における株式分配実施会社の税効果会計について、審議が行われた。

事務局は、現実に発生可能性

が高いと考えられる「支配を喪失して関連会社にも該当しなくなった場合(例外的な取扱い)」の会計処理について、個別財務諸表および連結財務諸表のいずれにおいても適正な帳簿価額で

配当したとして会計処理し、現物配当に係る損益を計上しない処理を提案している。

この処理に関して、税効果会計では子会社に対する投資に係る連結財務諸表固有の将来減算一時差異に係る繰延税金資産の会計処理が論点となり、税効果適用指針22項で連結上繰延税金資産を計上する要件である、「子会社株式を配当する意思決定または実施計画が存在する場合」につき、次のような事務局案が示された。

- ・パシヤルスピントフの要件を満たさず税制非適格となる繰延税金資産を計上し、子会社株式を配当した時点で相手動定を法人税等調整額として取り崩す。
- ・パシヤルスピントフの要件を満たし税制適格である繰延税金資産を計上しない。

委員からは、事務局案に異論は聞かれなかった。

VCFファンドの出資持分についての会計処理、新規テーマへ—FASSF、企業会計基準諮問会議

去る7月3日、財務会計基準

機構内に設置されている企業会計基準諮問会議は第48回合会を開催した。

審議内容は次のとおり。

前回の基準諮問会議までに提案されたテーマの現状

日本公認会計士協会が提案した「株式報酬に関する会計処理および開示の取扱いの整備」については、実務対応専門委員会にてテーマ評価を行っているが、方向性を見い出せず、未了の状態にあるとの報告があった。

また、同諮問会議委員の監査人が提案した「1人私募投信の会計処理」について、金融商品専門委員会における、「ASBJの新規テーマとして取り上げるには至らない」との評価を踏まえ、提言に至らなかったテーマとして取り扱うこととする提言がされた。審議の結果、提言に至らなかったテーマとして取り扱うこととなった。

今回提案されたテーマ

(1) 実務対応報告19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」の改正

同諮問会議委員の学識経験者から、「当面の取扱い」にもかかわらず、15年以上、抜本的な検討が行われていない」との理由から、会計基準・実務対応レベルとして、次の提案がされた。

実務対応報告19号で規定される繰延資産の会計処理のうち、株式交付費、新株予約権発行費、社債発行費、創立費および開業費の会計処理の検討をする

本提案を受けて、同諮問会議は、ASBJの実務対応専門委員会にテーマ評価を依頼する提案を行い、新規テーマとして提言することが了承された。

(2) 上場企業等が保有するVCFファンドの出資持分に係る会計上の取扱い

一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会から、会計基準

レベルとして次のような提案が行われた。

上場企業等が保有するVCFファンドの出資持分について、公正価値評価を含む会計処理の検討をする

国際会計

最初のIFRSサステナビリティ開示基準、公表

去る6月26日、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)は、次の2つの基準書を公表した。

- ・IFRSサステナビリティ開示基準S1号「サステナビリティ財務情報関連の開示に関する全般的な要求事項」(IFRS Sustainability Disclosure Standard S1 General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information) (以下、「IFRS S1」)
- ・IFRSサステナビリティ開示基準S2号「気候関連開示」(IFRS Sustainability Disclosure Standard S2 Climate-related Disclosures) (以下、「IFRS S2」)

本提案を受けて、同諮問会議は、ASBJの金融商品専門委員会にテーマ評価を依頼する提案を行い、新規テーマとして提案することが了承された。

ISSB

IFRS S1号およびS2号(以下、「両基準」という)は、関係各界の要請を背景とした2011年11月のISSB設立、2022年3月の公開草案公表を経て、18カ月強の期間で完成に至っており、対応が求められる気候変動課題への喫緊の行動の一環としてグローバルな開示基準としては異例のスピードで公表に至った。

両基準の概要

両基準は資本市場におけるサステナビリティ関連情報の開示基準のグローバルなベースラインを志向してISSBが開発した最初の基準書であり、IFRS S1号がサステナビリティ関連情報の開示における全般的な要求事項、IFRS S2号が気候関連情報の開示における

会計・監査・開示
※来し方行く末

株式会社による会社運営③ (内部統制システム)

公認会計士
市川 育義

① 会社法上、監査役会設置会社(大会社)、監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社においては、会社および企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備を取締役会において決議することが義務づけられている。

会社および企業集団の業務の適正を確保するための体制は、一般に「内部統制システム」と称されているが、これは、投資家から託された資本を適切に運用するために、取締役が整備した全社的なしくみ(組織的な対応)である。

② COSOの内部統制フレームワーク

内部統制の定義等については、デファクトスタンダードともいえる、COSO(トレッドウェイ委員会支援組織委員会)の「内部統制の統合的フレームワーク」(1992年)があり、わが国の法規制等においても重要な影響を与えている。その後、COSOは、2004年に戦略やリスクの観点から「全社的リスクマネジメントの統合的フレームワーク」を別途公表するとともに、2013年には、内部統制フレームワークを改訂するなど、環境変化に対応した改訂作業が引き続き行われている。

② 会社法の関連規定
会社法は、業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)の内容については、COSOの内部統制フレームワークを参考として、基本的な事項を定めている。その内容は、会社法本則で規定する、「取締役(または執行役)の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」といった企業不祥事の未然防止等にとどまらず、施行規則において、たとえば、「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」を規定するなど、広範な内容に及んでいる。

③ 実務上の対応
実際、内部統制システムをどこまで整備すべきかについては、各社の実情等を踏まえたうえで、取締役会において会社の方針を決定することになるが、この場合重要なことは、内部統制によるコントロールありきではなく、実務上想定されるリスクへの対応(リスク管理)といった視点である。

③ 今後の課題
特に近年は、サステナビリティをめぐる課題に対する企業の取組みが社会的に注目されていることから、たとえば気候変動リスクを新たなビジネス機会として捉え、これまでのビジネスモデルを大幅に見直したうえで策定した経営戦略は、不確実性が高く新たなリスクを抱えることとなる。リスク管理の対象領域は確実に広がっているといえる。このため、環境変化が著しいなかでは、多くの会社が今後の成長に向けた方向性を見失わないよう、これまで以上にリスク管理の対象領域を拡げ、環境変化に対する対応力を強化すべき時期を迎えているといえる。

④ 今後の課題
また、新たな経営戦略の策定と実行を支えるリスク管理体制を再設計し、そのなかで、リスク軽減を志向する内部統制システムの機能を再見直し、企業価値向上に向けた全社的な取組みの観点から両者の関係を検討する必要があるものと考えられる。

具体的開示事項を示している。

両基準は、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の提言を基準に組み込むなど一定の先行基準を基礎としており、企業が短期、中期および長期にわたって直面するサステナビリティ関連のリスクおよび機会についての情報開示基準として一体として機能する。

適用関係と今後の動向

両基準は2024年1月1日以降開始年度から適用され、早期適用も可能である。ただし、ISSBは両基準の適用を強制する権限は有さず、企業が任意に適用するか、各法域により適用が決定された場合に実務で用いられる。

この点について、両基準の公

表には関係各界から広く支持が寄せられており、一定の法域が適用を検討しているほか、わが

国のサステナビリティ基準委員会は両基準との整合性を考慮した日本版の基準開発を進めている。また、証券監督者国際機構（IOSCO）はISSBの作業のスピードおよび品質を称え、たうえで、両基準の評価を速やかに完了させるとしている。

今後、ISSBは各法域および企業と協力してその導入を支援していくとしており、両基準を適用するための移行支援グループ（Transition Implementation Group）の設立および効果的な基準の適用を支援するためのキャパシティ構築の取組みを開始する。

国際会計

購入した金融資産の信用損失に係るASU案、公表—FASB

公開草案の概要

去る6月27日、FASBは会計基準アップデート（ASU）の公開草案「金融商品—信用損失（トピック326）—購入した金融資産（purchased financial assets）」（以下、「公開草案」という）を公表した。

よって、取得日現在で、発行から信用の質のかなりの（more-than-insignificant）悪化（deterioration）を経験したと決定された資産」と定義し、「PCD資産」と「PCD資産以外の取得した金融資産」の会計処理を示している。

「PCD資産」については、取得日の貸倒（信用損失）引当金を購入価格に追加した金額を当初の償却原価のベースとする総額アプローチを採用し、「PCD資産以外の取得した金融資産」については、購入価格を当初の償却原価のベースとして、信用損失の金額はただちに信用損失費用として計上している。

公開草案では、「PCD資産」の概念を削除したうえで、「取得した金融資産」が「購入した金融資産（purchased financial assets）」となる条件と設定し、すべての「購入した金融資産」に総額アプローチを採用している。

適用関係・コメント期限

公開草案の適用日と早期適用の可否は未定である。コメント期限は8月28日である。

金融

ドルLIBORからSOFRAへの移行で生じる新たなリスク

短期金融市場の主要指標として用いられてきたロンドン銀行間取引金利（LIBOR）のドル建て金利の算出が6月30日で終了した。後継金利はNY連銀が公表する担保付翌日物調達金利（SOFR）だが、この移行は、単に金利指標が変わるだけではなく、市場での取引パターンやリスク管理の方法にも影響する。

注目は、この移行に伴う「ベシスリスク」問題だ。SOFRの市場が未成熟で流動性に制限があるため、新たなリスクが生じている可能性がある。これは、米連邦準備制度理事会（FRB）が米ドルLIBORに替わる指標準金利を考えるために2014年に設立した、代替参照金利委員会（ARRC）の公式文書で、「その機関が金利デリバティブの双方向価格を出していない、そしてその事業の通常のコースでこのようなデリバティブのマーケットメイカーでない、という条件を満たしていれば」ターム

物SOFRのカバーを取ることが推奨されるとされている。通常スワップの相手方になる銀行はカバーとして翌日物SOFRしか利用できず、結果、企業がターム物SOFRを基準としたローンを保有し、銀行がオーバーナイトSOFRを基準としたスワップを保有する状況が生じる。その間に生じる乖離がベシスリスクとなる。リスクが生じるのは、ターム物SOFRの市場が未成熟で、流動性の問題からARRCによる実質的な制限があるためだ。銀行は翌日物SOFRを基準としたスワップでリスクを管理せざるを得ない状況だ。

この問題は、ターム物SOFR市場が成熟し、流動性が向上すれば緩和が期待されるが、時間を要する可能性があるが、銀行やその他の金融機関はこのリスクを適切に管理する必要があらる。新たなリスク管理が、金融市場の健全性を保つうえで重要な役割を果たすことになる。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
6月23日	税務行政のデジタル・トランスフォーメーション税務行政の将来像 2023-	国税庁	2021年6月に公表された「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション税務行政の将来像2.0-」を改定したもの。新たに「事業者のデジタル化促進」が盛り込まれている。 https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/digitaltransformation2023/pdf/syouraizo2023.pdf	—
6月23日	法人税基本通達等の一部改正について(法令解釈通達)	国税庁	令和5年度の法人税関係法令等の改正に伴い、暗号資産の取扱い等、所要の整備を図ったもの。 https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/kaisei/2306xx/index.htm	—
6月29日	連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件(金融庁告示)の一部改正(案)	金融庁	サプライヤー・ファイナンス契約に関する追加的な情報を開示することを企業に要求する国際会計基準7号「キャッシュ・フロー計算書」および国際財務報告基準7号「金融商品：開示」の修正について、連結財務諸表規則93条に規定する指定国際会計基準とする改正。コメント期限は2023年7月31日。 https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230629.html	—
6月30日	財務省令47号 法人税法施行規則の一部を改正する省令	財務省	令和5年度税制改正におけるグローバル・ミニマム課税の創設に伴い、新たに第2編第2章として「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税」の章が追加された。用語の定義などが定められている。 https://kanpou.npb.go.jp/20230630/20230630g00137/20230630g001370049f.html	—
6月30日	内閣府令57号 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令 等	金融庁	内部統制基準・実施基準の改訂により、内部統制報告書、訂正内部統制報告書および内部統制監査報告書の記載事項が追加されたことを受けて改正を行うもの。同日公表のガイドラインとあわせて、2024年4月1日から施行・適用される。 https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230630-5/20230630-5.html	—
6月30日	「『財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則』の取扱いに関する留意事項について(財務諸表等規則ガイドライン)」等の改正	金融庁	外国会社が有価証券届出書等の提出の際、その本国または本国以外の本邦外地域で開示または作成している財務計算に関する書類を財務書類として提出すること等を「金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合」に係る判断基準の明確化を図るもの。 https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230512/20230512.html	—
6月30日	わが国税制の現状と課題—令和時代の構造変化と税制のあり方—	政府税制調査会	新しい資本主義の実現に向けてのあるべき税制の具体化に関する諮問へ、答申したもの。大きく「基本的考え方と経済社会の構造変化」と「個別税目の現状と課題」に分かれており、近年の経済社会の構造変化について整理し、課題を示している。 https://www.cao.go.jp/zei-cho/shimon/5zen27kai_toshin.pdf	—

証券

注目 日本株価は投資主体別売買動向に

2023年前半で大方の予想を遙かに上回る上昇を実現した日本株価（日経平均の半年間の上昇率27%）だが、後半も同様なペースの上昇を期待するのは困難だ。しかし、歴史的には株価回復・上昇とともに経済実勢も予想外に好転し、さらに株高が続く展開になることもある。その意味で、7月3日発表の「日銀短観」が注目された。6月の業況判断指数は製造業、非製造業ともプラス幅が3カ月前の予想を若干上回り、景気が上向いているとわかる。先行きの業況指数は製造業がプラス幅拡大、非製造業は同縮小と対照的な結果だ。非製造業のプラス幅はすでに高水準となり、若干の縮小を心配する必要はない。

この短観結果は、これから企業収益に反映されるが、予想利益を上方修正する企業が下方修正の企業よりも増えそう、株価への力強い支援材料となろう。

今後の日本市場での注視要素は、投資主体別の株式売買動向である。日本株価の上昇が目立

つよくなったのは4月以降のことで、牽引したのは海外投資家だ。日本の株式市場では長年、海外投資家が株式売買の70%程度を占める状態が続くが、最近の上げ相場でも変化はない。

国内投資家（法人・投資信託、事業法人、金融法人および個人）の株式売買シェアは株価上昇過程でもほぼ変化せず、全投資主体が売越しで推移してきた。

ただ、6月下旬、投資主体別の株式売買に若干の変化がみられた点は注目だ。海外投資家が売越しに転じた一方、国内の個人、事業法人が買越しに転じた。投資信託、金融法人はまだ売越しである。

海外投資家は、利益確定行動に出ていると思われる。売り先行だが、やがて買越しへ戻る可能性は十分にあると考える。

国内投資家の個人の買越しは続くだろう。金融法人、投資信託は買いチャンスを見逃し、押し目買いを狙っていよう。日本株の先行きは、6月段階に比べ楽観視できる要素が増えた。